

# 生活改善相談

身体機能の低下に伴う日常生活の不便さを感じている方のための相談です。

理学療法士が不便さを改善するための「体の動かし方」、「適する用具・装具の紹介」、「福祉用具の使い方」等をアドバイスします。

★ 用具や装具で対応できない場合は「住宅改修のご相談」や「適するサービスの紹介」も行います。

※ 介護者の方が介護しやすい環境のアドバイスも含まれます。



**対 象**：在宅障がい児者および介護者、上記該当の18歳以上の市民

※ ご利用されているサービスによっては、当事業を利用できないことがあります。定期的な専門職介入が必要な場合は、適サービスのご紹介をさせていただきます。

**会 場**：藤沢市保健医療センター 他

※ 来所不可能な方は訪問相談も可能です。ご相談ください。

**費 用**：無料 ※ 原則 お一人1回（年度内）、1時間程度の相談になります。

**日 程**：裏面参照・事前予約制

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクに着用・手洗い・咳エチケット等にご協力下さい。

★お申し込み・お問い合わせ  
公益財団法人 藤沢市保健医療財団  
保健事業課

88-6752 (直通)

月～金曜日 8:30～17:00  
(所在地：藤沢市 大庭5527-1)

お気軽に  
お問い合わせ  
ください



サボ犬